

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

個人情報保護委員会 最終的な調整結果

管理番号

34

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

水道使用情報の、水道事業者から他の行政機関への提供

提案団体

館林市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、榛東村、上野村、嬭恋村、東吾妻町、片品村、玉村町、明和町、大泉町、邑楽町

制度の所管・関係府省

個人情報保護委員会、厚生労働省

求める措置の具体的内容

水道事業者が、水道の使用に関する情報を他の行政機関に提供可能にすることを求める。

具体的な支障事例

「空き家の発生を抑制する特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円控除)」においては、家屋所在地の市区町村が「被相続人居住用家屋等確認書」(以下、確認書)を交付することが必要となるが、その際、市区町村が特例を受けようとする家屋が居住等の用に供されていないことを確認するため、電気・ガス又は水道の使用中止日が分かる書類等が必要とされている。

申請者は確認書の交付を受けるため、戸籍謄本等を入手の上、電気・ガス・水道会社等に使用中止日に関する書類を請求する必要がある、申請者の負担となっている。

そのため、本人の同意を得た上で、水道事業者から水道の使用に関する情報を行政機関に提供することを可能にすることにより、市区町村側で空き家における水道の使用中止日を把握し、当該家屋が居住等の用に供されていないことを確認することができ、特例措置の活用にあたっての申請者の負担の軽減や、制度を案内する市区町村の負担軽減にもつながる。

なお、確認書の交付には、電気・ガス・水道のいずれかが使用されていないこと1つの証明があればよいとされており、本市においては水道事業を企業団として運用しており、行政機関同士で連携が図れることから、水道事業者に限定をして提案をしている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「空き家の発生を抑制するための特例措置」に限らず、行政機関が社会インフラの使用情報を把握可能とすることで、様々な住民の申請書類が省略できることとなり、住民の申請に要する負担を減らすことが可能となる。また、行政機関も自ら情報を得ることができ、確実かつ効率的な事務処理に繋がる。

根拠法令等

水道法第二十四条の二、空き家の発生を抑制するための特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

所沢市、豊田市、山陽小野田市

## 各府省からの第1次回答

水道法第24条の2に規定する情報提供については、その方法や形式等は水道の需要者に対して、入手しやすい方法や理解しやすい形式を工夫し行うものであり、地域の実情にあった方法で、水道の需要者へ情報を提供いただきたい。

また、地方公共団体における個人情報の取扱いについては、地域の特性に応じ、それぞれの団体が定める個人情報保護条例によって規定されている。そのため、当該団体に御相談いただきたい。なお令和5年4月1日からは地方公共団体における個人情報の取扱いの根拠は、各団体の個人情報保護条例から全国的な共通ルールである個人情報保護法に一元化されることとなる。個人情報保護法上、公営企業管理者を含む地方公共団体(一部事務組合を含む。)の機関においては、利用目的の範囲内であれば、個人情報を利用または提供することが可能である。また、利用目的以外の目的のためであっても、法令に基づく場合や本人の同意がある場合等に個人情報を利用または提供することが可能である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

水道使用情報の提供が必要となるケースについては、本市が提案において例として記載した「空き家の発生を抑制する特例措置」のように、「本人が希望し、更に同意を得た上で利用目的の範囲内において個人情報を利用又は提供すること」がほとんどであると想定される。また、本市を含むほとんどの地方公共団体の個人情報保護条例においては「個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならないが、本人の同意があるとき又は本人に提供するときはこの限りではない」と規定されているものと思料する。

したがって、水道事業者から他の行政機関への水道使用情報の提供について、第1次回答でお示しいただいたような条件を満たす場合は、一般的に、個人情報保護の観点からも提供して差し支えない旨を、地方公共団体に通知等により周知していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

利用目的の範囲内として通常提供できるものなのか、利用目的外ではあるもののなんらかの個別法により、「空き家の発生を抑制するための特例措置」と同様に使用可能であるのか、本人不在の空き家の所有者でも何らかの形で本人の同意をとったものとみなせるのか、今回の改正により対応可能な範囲について十分な回答を示されたい。

## 各府省からの第2次回答

地方公共団体における個人情報の取扱いについては関係府省庁と内容を確認の上、第1次回答でお示した内容について、周知を検討させていただきたい。

## 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

### 5【個人情報保護委員会(3)】【厚生労働省(43)】

個人情報の保護に関する法律(平15法57)

水道事業者(水道法(昭32法177)3条5項)が保有する水道の使用情報については、一定の条件を満たす場合に内部利用又は他の行政機関等への提供が可能であることを明確化し、水道事業者及び都道府県に令和4年度中に通知する。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

個人情報保護委員会 最終的な調整結果

管理番号

37

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

## 提案事項(事項名)

施工業者等が市町村等の固定資産評価補助員等から地方税法第 353 条に基づく質問検査を受けたときに図面等の書類を提出することは個人情報保護法に抵触しないことの明確化

## 提案団体

北広島市

## 制度の所管・関係府省

個人情報保護委員会、総務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

施工業者等が市町村等の固定資産評価補助員等から地方税法第 353 条に基づく質問検査を受けたときに図面等の書類を提出することは個人情報保護法に抵触しないことを明確化すること。

## 具体的な支障事例

### 【支障事例】

市内に新築された家屋については、翌年度から固定資産税等を課税するために固定資産評価を行うことから、当該新築家屋に関する図面等の書類を入手する必要があるところであり、当該新築家屋の所有者に対して、地方税法第 353 条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の書類の提出を求めている。

しかしながら、施工業者から納税義務者へ図面等が数種類しか渡っていないことも少なくないため、施工業者に対しても、地方税法第 353 条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の提出を求めているものの、地方税法と個人情報保護法の規定との兼ね合いが不明確であることから、施工業者が当市へ提出してよいものなのか、判断に時間を要することが多々あり、施工業者及び当市ともに苦慮している。

### 【制度改正の必要性】

納税義務者、施工業者及び当市との調整に多大な時間を要するほか、個人情報の取り扱いに関する同意書等の作成等に手間が生じているところであり、当市においては、家屋に係る固定資産評価年間 400 件程度のうち、十分な図面が揃っていないため施工業者に図面の提出を求めた事例が 50 件程度ある。

納税義務者や施工業者の手続き負担の軽減及び地方税事務の効率化を図る必要があるところであり、支障事例の解消を早急を実施すべきと考える。

また、図面の提供方法については、本件支障が生じていることも影響して、ほぼ全件において、紙媒体の複写をもって実施されているところから、本件支障の解消を実施することによって、PDFデータの提供等の電子的な手段等を用いること、いわゆるデジタル化を促進することも必要であると考えられる。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

納税義務者や施工業者の手続き負担の軽減及び地方税事務の効率化に寄与するなど、地方税に対する納税者の信頼の確保が促進される。

また、施工業者等から図面等の提出がされる場合には、PDFデータ等の電子的な手段を用いられることが期待されることから、地方税の分野における更なるデジタル化を促進することに寄与する。

## 根拠法令等

地方税法第 353 条、個人情報の保護に関する法律第 27 条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

室蘭市、網走市、留萌市、赤平市、深川市、伊達市、森町、宮城県、水戸市、入間市、桶川市、八王子市、相模原市、石川県、福井市、豊橋市、常滑市、城陽市、高槻市、鳥取県、出雲市、周防大島町、八幡浜市、東温市、熊本市

○当提案については、地方税法第 353 条の規定により、個人情報の保護に関する法第 18 条第 3 項第 1 号の「法令に基づく場合」として個人情報保護の適用から除外されるものと理解するが、提案内容から現実に市町村の事務の遂行に支障があり、何らかの見解等を文書で出すことによりそれが改善されるのであれば、検討いただきたい。

○当市においても、家屋調査及び評点付設にあたり、図面・見積書の提出を拒まれるケースが散見される。現地調査を縮小し、図面評価にシフトしているコロナ禍の調査においては、家屋図面等の資料の提出なしに正しく評価を行うことが、非常に困難となっている。特に、中～大規模非木造家屋の評価において、資材量を把握して評価計算を行うためには、竣工図・見積書の提出が必要であるため、これを促すためにも個人情報保護法に抵触しない旨の後ろ盾を講じていただければ、説得しやすい環境になると考える。

○住宅等の施工業者から紙媒体による図面の交付もしくは提供を拒まれる事案がある。図面に地番、所有者の記載がある場合に個人情報保護法で守られるデータとなるのか基準は必要である。

○納税義務者より資料を取得することを原則としているが、接触ができない事例もあり施工業者より取得できれば事務負担の軽減につながる。

○市内に新築された家屋については、翌年度から固定資産税等を課税するために固定資産評価を行うことから、当該新築家屋に関する図面等の書類を入手する必要があるところであり、当該新築家屋の所有者に対して、地方税法第 353 条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の書類の提出を求めている。しかしながら、所有者から図面等の書類を入手する事が困難なケースにおいては、施工業者に対しても本条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の提出を求めているが、任意の協力規定のため施工業者によっては個人情報保護の観点から図面等の提出を断るケースがある。

## 各府省からの第 1 次回答

市町村の徴税吏員等が、地方税法第 20 条の 11 又は第 353 条第 1 項の規定に基づき、協力を要請し、又は質問し若しくは帳簿書類その他の物件の提出等を要請してきた場合に、個人情報取扱事業者が、これに応じて、納税義務者等の個人データを市町村に提供することは、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当する。

このため、個人情報取扱事業者は、納税義務者等の個人データを市町村に提供するにあたり、納税義務者等の本人同意（個人情報保護法第 27 条第 1 項）を得る必要はない。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

第 1 次回答でお示しいただいた内容については、従前から当市において個人情報取扱事業者へ説明している内容と同一であることから、現行のままでは、支障が解消されないことが考えられる。

については、関係府省から関係する個人情報取扱事業者（建設業の許可を受けている者等）に対して、通知等の発出等によって、早期にご周知いただきたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国市長会】

提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。

### 【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。

## 各府省からの第2次回答

今後、関係省庁において、周知を図ることを検討する。

## 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【個人情報保護委員会(2)】【総務省(13)】【国土交通省(8)】

地方税法(昭25法226)及び個人情報の保護に関する法律(平15法57)

事業者等への協力要請(地方税法20条の11)又は固定資産税に関する調査に係る質問検査権(同法353条1項)に基づき、徴税吏員等が施工業者などの個人情報取扱事業者に納税義務者等の家屋の図面などの個人データ(個人情報の保護に関する法律16条3項)の提供を求めた場合の当該情報の提供については、個人情報の保護に関する法律27条1項1号に定める「法令に基づく場合」に該当することを明確化し、施工業者に令和5年中に文書で周知する。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

個人情報保護委員会 最終的な調整結果

管理番号

181

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

マイナンバーの独自利用事務および庁内連携に係る条例等制定に係る見直し

提案団体

練馬区

制度の所管・関係府省

個人情報保護委員会、デジタル庁

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度において、地方公共団体でマイナンバーを独自利用する場合等の条例・規則への規定について次のように見直しをお願いしたい。

- ①番号法第9条第2項に基づくマイナンバーの独自利用の場合について、条例ではなく、規則での規定でも利用を可能とする。
- ②番号法第9条第2項に基づく庁内部局間での特定個人情報の授受の場合および番号法第19条第11号に基づく庁内他機関との特定個人情報の授受の場合について、条例・規則での規定を不要とする。

具体的な支障事例

<①の事例>

令和3年11月に、東京都が新たに心身障害者医療費助成事務でマイナンバーを利用することとして都規則を改正した。当該医療費助成事務は、事務処理特例により各区で事務を実施している。マイナンバーの利用は各区任意であったが、情報連携により区民にとって添付書類省略が可能となるメリットがあるため、当区では利用することとした。

情報連携を実施するための個人情報保護委員会への届出は年3回(5~6月、9~10月、11~12月)であるが、独自利用の条例を定めている場合でのみ届出が可能であるため、条例改正手続(約3か月半)を待つことで、届出が令和4年6月、情報連携開始が令和5年2月となり、都の規則改正から情報連携開始まで約1年3か月かかることになる。規則での規定であれば、令和3年12月での届出が可能であったため、令和4年10月から情報連携が開始でき、約4か月早くサービスの開始が可能であった。

<②の事例>

健康増進事業の実施に関する事務について、令和3年5月31日公布のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、新たに番号法別表第2に追加されたことを受け、マイナンバー利用事務として取り扱うこととなった。

従前は、区の個人情報保護条例等に基づき行っていた当該事務に係る庁内の情報授受について、事務の実施の実態は何ら変わらないにも関わらず、庁内での特定個人情報の授受を行うにあたり、番号法第9条第2項または第19条第11項に基づく条例への規定が必要となった。条例改正には議会等対応を含め3か月半程度かかることとなり、また、併せて特定個人情報保護評価(重点項目のため約1か月)や規則改正(約2か月)等、従前の事務をそのまま実施するために延べ6か月半もの時間を必要とする事務が発生した。

今後、既に行っている事務がマイナンバー利用事務として指定された場合も同様の事務手続が発生することとなり、本来の事務を実施するにあたっての支障となることが想定される。同一自治体内での特定個人情報の連携に係る条例・規則での規定が不要となることで、延べ5か月半程度の事務が削減される。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

独自利用事務の情報連携の活用や、自治体内での情報の連携を迅速に行えるようになり、添付書類の省略や、情報の利活用による区民サービスの向上に寄与する。  
従前から行っている事務をそのまま実施するための条例改正等の手間が削減され、本来業務に時間を割くことができる。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第19条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、富士見市、山梨県、城陽市、高槻市、高松市、宇和島市、大牟田市、長崎県、宮崎市

—

## 各府省からの第1次回答

地方公共団体におけるマイナンバーの独自利用及び特定個人情報の庁内連携を行うためには、マイナンバー法第9条第2項に基づき条例を定める必要がある。  
これは、個人番号の利用範囲については、個人情報保護の観点から、地方公共団体の長の判断のみで決めるのではなく、住民の代表で構成される地方議会における議論を経て、団体としての地方公共団体の意思に基づいて行うことが、マイナンバー法第9条第1項において規定されている国等の実施する事務について、国会による議論によって制定される法律で規定されることとの均衡に鑑みて、適切と考えられるためである。  
また、同一地方公共団体内の他機関へ特定個人情報を提供するには、番号法第19条第11号に基づき条例を定める必要がある。  
これについても、個人番号の利用範囲と同様に、地方公共団体の長の判断のみで決めるのではなく、住民の代表で構成される地方議会における議論を経て、団体としての地方公共団体の意思に基づいて行うことが適切と考えられる。  
これを踏まえると、ご提案に応じることは困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方公共団体がマイナンバーを利用した情報連携を開始するまで、条例改正に約3か月半、個人情報保護委員会への届出に約8か月の期間が必要であり、直近では、心身障害者医療費助成（マル障）の事務にマイナンバーを利用するため、こうした手続きに約1年を要している。住民の安全・安心を守るための生活支援など、緊急性の高い事務においても、マイナンバーを利用する場合は条例への規定が必要となり、制度を迅速かつ効果的に活用することができないのが実態である。  
国においては、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に基づく特定公的給付でのマイナンバー利用について、「内閣総理大臣が指定するもの」として告示で定めている例があり、これは緊急時の給付金を迅速かつ確実に実施するための措置と認識している。  
個人情報の保護は制度運用において重要な要素であるが、マイナンバー制度の所期の目的を果たすためには、住民に最も身近な基礎自治体がマイナンバーをより活用しやすい制度設計に見直ししていくべきである。地方公共団体が主体的に制度を活用し、行政手続における添付書類の省略や、一人ひとりに合わせた必要な支援を迅速に行えるようにするため、抜本的な見直しについて前向きに検討いただきたい。  
また、同一地方公共団体内での特定個人情報の提供については、実務上、制度開始以前から行われており、マイナンバー利用事務間での情報連携についてまで条例に規定する必要性は低いと考える。改めて、同一地方公共団体内での情報連携について、条例へ規定する意義を伺いたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

他の地方公共団体などの情報連携は、特定個人情報の「提供」として、番号法第19条第8号や別表第2を根拠に行うことができるが、同一機関内での情報連携は、特定個人情報の「提供」ではなく「利用」に該当する。番号法第9条第1項及び第2項に基づき個人番号を「利用」できるのは、別表第1に規定する主体が同表に規定する事務で利用する場合と地方公共団体が条例で定める事務で利用する場合に限定されている。別表第1に規定する事務における個人番号の利用とは、別表第1の各項に規定される個々の事務で個人番号を利用することであり、当該利用により得られた特定個人情報を同一機関内で別表第1に規定される他の個人番号利用事務や、第9条第2項に基づき条例で定めた独自利用事務の処理に利用することは、第9条第1項に規定する利用範囲を超えるものと考えられる。このため、同一機関内の複数の事務で特定個人情報を利用する場合は、第9条第2項に基づく条例を定める必要がある。

## 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

### 5【個人情報保護委員会(4)(i)】【デジタル庁(10)(ii)】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)の情報連携(19条9号)については、その円滑な実施に資するよう、個人情報保護委員会への届出(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平28個人情報保護委員会規則5)3条1項)から情報連携開始までの期間の短縮等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

個人情報保護委員会 最終的な調整結果

管理番号

182

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における特定個人情報保護評価の簡素化または廃止

提案団体

練馬区

制度の所管・関係府省

個人情報保護委員会、デジタル庁

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度における特定個人情報保護評価(PIA)の簡素化または廃止を求める。  
特定個人情報は番号法及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に則り適切に取り扱う必要があり、また、情報公開制度により国民への透明性も担保されているところ、特定個人情報保護評価の実施が国民への透明性の担保にどれほど寄与しているのか、また、評価の実施なくして国民への信頼・透明性は担保できないのか等について、地方公共団体における事務負担も踏まえ、改めて制度の効果検証や見直しをお願いしたい。

具体的な支障事例

特定個人情報保護評価は、当該特定個人情報ファイルを保有する前に実施しなければならず、全項目評価の場合、評価書の公表までに6か月程度かかるため、迅速性を欠いている。また、制度開始に間に合わせるためにタイトなスケジュールで評価を実施する場合、評価書作成に係る職員の負担が大きい。

特に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に係る事務では、事後評価であっても、業務を遂行しながら意見聴取や第三者点検等の対応などを国の定めた期限までに行わなければならず、非常に大きな負担となっている。

<事例1>

令和2年11月30日に国から新型インフルエンザ特措法に基づく事務(全項目評価)について、令和3年3月12日までにPIAの実施を行うよう依頼があり、期限までに実施できない場合、令和3年6月からの情報連携が開始できない旨通知された。結果的には、リスク対策の変更等がなかったため再実施に該当せず、期限には間に合ったが、再実施が必要となっていた場合、制度開始に間に合わせるできないスケジュールであった。

<事例2>

ワクチン接種業務(全項目評価)においては、第1回目の接種が令和3年5月から開始する中、令和3年4月から令和3年12月にかけて全項目評価の再実施を行った。その後も令和4年2月の3回目接種開始の中、令和4年3月からワクチン接種記録システムについて再実施中であるが、さらに令和4年4月から接種証明コンビニ交付に係る再実施として、ワクチン接種業務を行いながら3回の全項目評価の再実施が必要となっており、大きな負担となっている。

<特定個人情報保護評価実施に係る期間>

全項目評価 新規保有・再実施とも6か月～

重点項目評価 新規保有4か月～ 再実施 2.5か月～

基礎項目評価 新規保有・再実施とも0.5か月～

<特定個人情報保護評価実施件数>

(1)令和3年度

全項目評価 新規保有0件 再実施1件

重点項目評価 新規保有1件 再実施0件

基礎項目評価 新規保有3件 再実施0件 ほか、見直し 62 事務  
(2)令和4年度(予定)  
全項目評価 新規保有0件 再実施4件  
重点項目評価 新規保有0件 再実施3件  
基礎項目評価 新規保有0件 再実施2件 ほか、見直し 42 事務

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

特定個人情報保護評価に係る事務量を削減することができ、制度開始に向けて必要なシステムテストや職員の研修に時間をかけることができるようになる。  
また区民に対して、よりスピード感をもって利便性のあるサービスを提供できるようになる。

#### 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 27 条、第 28 条、特定個人情報保護評価に関する規則第 1 条、第 4 条～第 7 条、第 9 条、第 11 条～第 15 条、特定個人情報保護評価指針

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

富士見市、相模原市、三島市、京都市、高槻市、八尾市、西宮市、高松市、松山市、宇和島市、佐世保市、熊本市、宮崎市

○新型コロナウイルスワクチン接種に関する特定個人情報保護評価の再評価は、接種開始、証明書の電子化、コンビニ交付と短期間に何度も再評価を行わなければならないことや、事後評価でありながら、市民への意見聴取や第三者点検等も実施しなければならず、非常に大きな事務負担となっている。

○当課は、特定個人情報保護評価書のとりまとめ課ではあるが、当該評価の実施が、実際に国民への透明性の担保に寄与しているかどうかは疑問である。特定個人情報の取扱い等についての安全性の公表に関しては、より効果的で効率的な方法を検討していただきたい。

○特定個人情報保護評価(PIA)は、全項目評価の場合、関係法令等により、原則として特定個人情報ファイルの保有等の前に評価を実施(再実施)(評価書の作成(修正)、市民意見公募、第三者による点検)することが規定されており、事務量が多く複雑である。また一定期間を要するため、迅速性を欠くとともに他の人役を投じるべき事務を圧迫している。新型コロナワクチン接種に関連し、ワクチン接種記録システムによる住民の接種記録の管理やアプリによる接種証明書の電子交付などを実施するに当たり、全項目評価の実施(再実施)をこれまでに2回行っているが(現在3回目を実施中)、いずれも制度開始までに評価を完了させることが困難であったため、例外的に認められている緊急時の事後評価となり、実質外部の意見は反映できない形骸的な運用となっている。これらの実情や事務負担に対する効果等を勘案し、簡素化や廃止も含めたより効果的な制度への見直しが必要と考える。

○本市においても、評価書作成に係る職員の負担は大きく、特に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に係る事務では、事後評価であっても、業務を遂行しながら意見聴取や第三者点検等の対応などを国の定めた期限までに行わなければならない、非常に大きな負担となっている。今後も、接種証明コンビニ交付に係る再実施として、ワクチン接種業務を行いながら3回の全項目評価の再実施が必要となっており、大きな負担となっている。また、全項目評価の場合、住民の意見募集や第三者点検を行う必要があり、評価書の公表までに6か月程度かかるため、迅速性を欠いているとともに、職員の負担が大きい。

○本市においても、事務作業の量により即時性に欠くことや、膨大な内容を報告書として作成することが却ってマイナンバーの情報連携への壁になってしまっている。

#### 各府省からの第1次回答

特定個人情報保護評価(以下「保護評価」という。)は、マイナンバー法第 28 条に基づき、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護する観点から、

- ①事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、
- ②国民・住民の信頼の確保を目的として行われるものであり、マイナンバー制度における重要な保護措置の一つである。

マイナンバー法第 27 条第 2 項において、保護評価指針については、少なくとも 3 年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとされているところ、こうした取組の中で、より効果的・効率的な保護評価につながるよう、関係省庁と連携しながら必要な対応を検討してまいりたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

マイナンバーを含めた住民の個人情報の取扱いについて、リスク対策の徹底や個人の権利利益を保護する体制を確保することは地方公共団体の責務であるということは承知している。一方で、特定個人情報保護評価は、マイナンバー法第 28 条に基づき、その結果を公示し、広く国民の意見を求めるものとするとしているが、第 1 次回答中の①、②の目的にどれほど寄与するか疑問である。

また、特定個人情報保護評価に係る事務量は膨大であり、迅速性を欠いている。特に全項目評価の場合、住民への意見聴取や第三者点検の実施により、評価に半年程度の期間を要しており、制度開始までのタイトなスケジュールの中で評価を行わなければならない、職員への負担が非常に大きい。さらに、新型コロナウイルスのワクチン接種など、やむを得ない事由で緊急な対応が必要な場合には、例外的に事後評価とすることが認められているが、そもそも①の目的と矛盾が生じていると考える。

こうした現状を踏まえ、保護評価の在り方について、より効果的で効率的な制度への見直しを早急に検討いただきたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

**【全国知事会】**  
特定個人情報保護評価に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

#### 各府省からの第 2 次回答

特定個人情報保護評価（以下「保護評価」という。）は、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止を目的としていることから、事後評価は、あくまで例外的に、災害その他やむをえない事由により緊急性を伴う場合にのみ実施できるものである。このように事前対応の例外として事後評価が実施された場合でも、速やかに保護評価が実施され、国民・住民の信頼の確保につながるよう、関係省庁と連携しながら対応を進めているところ。

また、保護評価指針の再検討に当たっては、地方公共団体を始めとした評価実施機関における保護評価の運用の実態を把握した上で、事務負担とリスク対策の両立を目指して進めてまいりたい。

#### 令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）記載内容

5【個人情報保護委員会(4)(ii)】【デジタル庁(10)(iii)】  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25 法 27)  
地方公共団体による特定個人情報保護評価(特定個人情報保護評価に関する規則(平 26 特定個人情報保護委員会規則1)7条)については、地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、次の指針(27 条 1 項)の見直しの際に、地方公共団体における実態を踏まえて当該事務の見直しについて検討し、令和 5 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

個人情報保護委員会 最終的な調整結果

管理番号

271

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

特定個人情報保護評価事務の一部省略

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

個人情報保護委員会、デジタル庁

求める措置の具体的内容

特定個人情報保護評価のうち、公金受取口座活用等、国全体で進めるべき施策に係る事務に関するものにおける意見募集、第三者点検及び評価の公表については、国が一括して実施し、地方公共団体においては実施不要とすること。

具体的な支障事例

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」の関連規定が令和4年1月1日に施行され、デジタル庁令で定める公的給付については、情報提供ネットワークシステムを活用して公金受取口座情報を取得することができるようになる。

情報提供ネットワークシステムを活用した公金受取口座情報の取得について、国は、令和4年10月試行運用開始、令和5年1月以降の本格運用を予定しているところ、地方公共団体は、各事務における特定個人情報保護評価(PIA)の実施が必要となる。

PIAについては、評価書の修正に加え、対象人数によっては、住民の意見募集や第三者点検、評価の公表を行う必要があり、自治体における事務負担が大きい。

【参考】公金受取口座活用のために修正が必要となる当市の評価書の数:17

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

特定個人情報保護評価の実施に伴う地方公共団体の事務負担の軽減につながり、行政の効率化が図られる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条、特定個人情報保護評価に関する規則第1条、第5条、第6条、第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、宮城県、北区、相模原市、横須賀市、京都市、大阪市、高槻市、八尾市、西宮市、山口県、高松市、松山市、佐世保市、熊本市、宮崎県

○評価書の作成・修正・再実施等に係る業務量は少なくない。国全体で進めるべき施策に係る事務に関するものにおける意見募集や第三者点検及び評価の公表については、地方公共団体が個別で行うのではなく、国が一括して実施することが適当と考える。

○OPIAの修正、パブリックコメントの実施、審議会の開催及び評価の公表には多くの人役や時間を要している。

公金受取口座活用による影響は多くの事務手続に及び、今回の公金受取口座関連のPIAの修正は事務負担が大きく対応に苦慮している。

○当市においても、公金受取用口座の活用に関して対象となる事務が多岐にわたっており、その全てにPIAを再実施するのは、対象事務の所管課、PIAの庁内取りまとめを行っている番号制度担当課及び住民の意見募集・第三者点検を担当する個人情報担当課における事務負担が非常に高い。特に、公金受取用口座のPIAに関しては、各省庁から対象事務の所管課へ2～3月頃に通知があったが、第三者点検や住民への意見募集が必要となる事務については、評価書公表までに半年程度の期間を要することに加え、改修要否など複数のパターンが提示されており、情報連携方式の検討や、それに伴う改修仕様の策定に要する期間を踏まえれば、10月の試行までに評価書を公表するのが難しい事務が存在する。また、一度に多数の第三者点検を行う場合、点検者の負担が増加する。場合によっては、期限内に第三者点検を終えることができないことが懸念される。PIAは「事務」を単位として実施することとなっているが、今後、特定個人情報がより利便性を増し、多くの事務で共通のリソースとして活用できるようになればなるほど、1つの制度に対して大量のPIAを同時に実施するような場合が頻発することも想定され、市政執行に著しい支障をきたすことが懸念される。

○当市においても、国全体で進めている公金受取口座活用について、地方公共団体の該当事業ごとに特定個人情報保護評価を実施することは負担が大きいと感じている。地方公共団体の事務負担軽減のためにも、国が一括して実施していただきたい。

### 各府省からの第1次回答

特定個人情報保護評価(以下「保護評価」という。)の実施主体は、特定個人情報ファイルを保有しようとする者である。保護評価の実施とは、評価書の作成から公表までの一連の手続を指すため、支障事例にある公金受取口座情報を取得する各事務については、特定個人情報ファイルの保有者である各地方公共団体に実施が義務付けられ、現行制度においては意見聴取等手続の一部を国が実施することはできない。

仮に、意見聴取・第三者点検のみ国が一括して実施したとしても、これにより得られた意見を、各地方公共団体の実態を踏まえ個別に評価書に反映することが効率化につながるとは考えがたく、評価書の作成と意見聴取等を実施する主体を分けることは、実務上においても適当ではないと考える。

なお、マイナンバー法第27条第2項において、保護評価指針については、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとされているところ、こうした取組の中で、より効果的・効率的な保護評価につながるよう、関係省庁と連携しながら必要な対応を検討してまいりたい。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行のマイナンバー法の規定上、地方公共団体に保護評価の実施義務があることは理解しており、地方公共団体で独自に運用する部分において、保護評価を実施することに意義はあると考える。

しかし、公金受取口座の制度はもとより、新型コロナウイルス感染症の予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)のような、国が一律で構築・改修するシステムを活用する上でのリスク評価を、主務省庁からの記載例に頼りながら、全ての地方公共団体で実施することは、単に、法律が規定する手続を形式的に行っている以上の意味はなく、非効率である。

そのため、国が一律で構築・改修するシステムに係る評価については、法改正のうえ、国において保護評価を行う仕組みとしていただくことを検討いただきたい。また、法改正が困難な場合も、例えば、意見聴取・第三者点検を国が一括して実施し、得られた意見を踏まえた記載例を提示いただき、これをもとに地方公共団体が保護評価書を作成した場合、地方公共団体個別での意見聴取・第三者点検は省略可能とするなど、負担軽減策を検討いただきたい。

さらに、今後、システム標準化が進展すれば、同様の支障事例が増えることが想定されることから、マイナンバー制度が目指す行政の効率化が真に実現され、地方公共団体の負担軽減に繋がるよう、早急に見直しをいただきたい。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

### 地方六団体からの意見

#### 【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

現在、マイナンバー法(以下「法」という。)第27条第2項に基づく特定個人情報保護評価指針の再検討に向けて、保護評価の簡素化とリスク対策の両立を目指して作業を進めているところ。  
再検討に当たっては、法の規定で個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえることとされているが、それらに加えて、地方公共団体を始めとした評価実施機関における御意見や運用の実態を把握し御参考とさせていただくこととしており、御指摘のような効率化や負担軽減といった点を含め、保護評価の簡素化とリスク対策の両立を目指して作業を進めてまいりたい。

## 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【個人情報保護委員会(4)(ii)】【デジタル庁(10)(iii)】  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)  
地方公共団体による特定個人情報保護評価(特定個人情報保護評価に関する規則(平26特定個人情報保護委員会規則1)7条)については、地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、次回の指針(27条1項)の見直しの際に、地方公共団体における実態を踏まえて当該事務の見直しについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。